

岐阜市指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスの提供に関する要綱

平成21年3月16日決裁
改正 平成25年3月28日決裁
改正 平成27年3月30日決裁
改正 平成27年12月7日決裁
改正 平成28年3月11日決裁

(趣旨)

第1条 この要綱は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第42条の2第1項本文及び第54条の2第1項本文の規定により、指定地域密着型サービス事業及び指定地域密着型介護予防サービス事業（以下「指定地域密着型サービス事業等」という。）を行う者を指定する際に付する法第78条の2第8項及び第115条の12第6項の規定による条件（以下「指定の条件」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱における用語は、法において使用する用語の例による。

(対象となる指定地域密着型サービス事業等の種類)

第3条 この要綱の対象となる指定地域密着型サービス事業等は、次に掲げるものとする。

- (1) 指定夜間対応型訪問介護
- (2) 指定地域密着型通所介護
- (3) 指定認知症対応型通所介護
- (4) 指定小規模多機能型居宅介護
- (5) 指定認知症対応型共同生活介護
- (6) 指定地域密着型特定施設入居者生活介護
- (7) 指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
- (8) 指定介護予防認知症対応型通所介護
- (9) 指定介護予防小規模多機能型居宅介護
- (10) 指定介護予防認知症対応型共同生活介護
- (11) 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護
- (12) 指定看護小規模多機能型居宅介護

(条件)

第4条 指定の条件は、次のとおりとする。

- (1) 指定地域密着型サービス又は指定地域密着型介護予防サービス（ウ及びエに掲げる者にあつては、特定地域密着型サービス又は特定地域密着型介護予防サービスに限る。以下「指定地域密着型サービス等」という。）は、次のいずれかに該当する者に対して提供すること。
 - ア 本市の被保険者になってから3月を経過している者
 - イ 本市の被保険者になってから3月を経過していない者（本市以外の被保険者であり、指定地域密着型サービス等の利用時点において、本市の被保険者となるものを含む。）であつて、心身の状態、環境の著しい変化等やむを得ない理由により、市長が指定地域密着型サービス等の提供を認めたもの
 - ウ 本市に住民票を移してから3月を経過した住所地特例適用要介護被保険者
 - エ 本市に住民票を移してから3月を経過していない住所地特例適用要介護被保険者であつて、心身の状態、環境の著しい変化等やむを得ない理由により市長が指定地域密着型サービス等の提供を認めたもの
 - オ イからエまでに掲げる者のほか、本市以外の市町村等の被保険者（その者の保険者で

ある市町村等の長が市長の同意を得て、法第42条の2第1項又は第54条の2第1項の規定による指定をしている場合に限る。)

- (2) 前条第4号から第7号まで、第9号、第10号及び第12号に掲げる指定地域密着型サービス事業等を行う者である場合にあつては、本市以外の被保険者の指定地域密着型サービス等の利用又は施設の入所は、事業所の指定地域密着型サービス等の利用定員若しくは登録定員又は施設の入所定員（以下「定員」と総称する。）の2割を超えないこと。ただし、この要綱の施行の日前に本市以外の市町村等の長による指定により本市以外の被保険者が定員の2割を超えている場合を除く。
- 2 前項の規定にかかわらず、市長が必要と認める場合は、指定地域密着型サービス事業等を行う者の指定を行うに当たって、別に条件を付することができる。
- (その他)

第5条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成21年3月16日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年12月7日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。